

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和7年2月17日

福岡市環境局施設部西部工場

1. 公募の趣旨

本業務委託については、西部工場におけるエレベータの年間保守（フルメンテナンス）を行うものである。そのため、当該設備の設計・製造を行い、その仕様を熟知した特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積り合わせを実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

令和7年度西部工場エレベータ保守委託

(2) 登録業種

区分なし

(3) 請負契約等の内容

本委託は、西部工場に設置しているエレベータの正常かつ良好な運転状態を維持するため、定期的に保守（フルメンテナンス）を行うもの。

(4) 履行期間（予定）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (2) 福岡市内に現に営業拠点を有している者。
- (3) 直近3カ年において、本市、国又は地方公共団体その他公共団体から、エレベータの保守業務（フルメンテナンス）を直接受託し、確実に業務を履行した実績を有する者。
- (4) 常勤の自社保員で、当該機器に精通した技術者を保守作業に従事する作業員として配置できる者。
- (5) 対象設備に故障や閉じ込め等の緊急事態が発生した場合には、24時間体制で通報を受け付けでき、速やかに技術者を派遣し（必要に応じ製作メーカー等の派遣を含む）事態に応じた適切な処置をとることができる者。

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和7年2月17日（月）～ 令和7年3月3日（月）

土曜日、日曜日及び祝日を除く 10時00分から16時00分まで

② 配布場所

福岡市環境局施設部西部工場

所在地 福岡市西区大字拾六町1191番地

電 話 092-891-3433

担 当 東（あずま）

③ 配布方法

配布場所において配布する。

④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

(1) ①に同じ

② 提出場所

(1) ②に同じ

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参又は郵送（期間内必着）すること。

(3) その他

①参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

②参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を書面により通知する。

③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

福岡市環境局施設部西部工場

所在地 福岡市西区大字拾六町 1 1 9 1 番地

電 話 0 9 2 - 8 9 1 - 3 4 3 3

担 当 東（あずま）

7. 公募手続の中止又は見積り合わせの中止

本公募は、本事業に係る予算成立決定を前提としたものであり、予算成立決定後に効力を生じるものである。福岡市議会において予算案が否決された場合など、本市の事情により当該公募手続または当該業務の見積り合わせを中止する場合がある。

8. その他

詳細は公募説明書による。